

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和 4 年 9 月 9 日から 4 月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和 4 年 9 月 9 日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ 鶴沼店
岐阜県各務原市鶴沼西町二丁目 165 番地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本アセットマーケティング株式会社
代表取締役 平田 一馬
東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 白濱 満明 東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号	日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田 一馬 東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治 東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹 東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号
後藤 佳也 岐阜県各務原市鵜沼南町六丁目 210 番地	後藤 佳也 岐阜県各務原市鵜沼南町六丁目 210 番地
株式会社ロワール 代表取締役 棚田 慎一郎 岐阜県岐阜市菅生二丁目 5 番 18 号	株式会社ロワール 代表取締役 棚田 慎一郎 岐阜県岐阜市菅生二丁目 5 番 18 号
株式会社石丸自動車 代表取締役 高木 克之 岐阜県各務原市鵜沼東六丁目 33 番地	株式会社石丸自動車 代表取締役 高木 克之 岐阜県各務原市鵜沼東六丁目 33 番地
株式会社ゲオ 代表取締役 吉川 恭史 愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	
株式会社エクストリンク 代表取締役 廣瀬 雄一 大阪府大阪市北区曾根崎二丁目 3 番 5 号	

4 届出年月日

令和 4 年 9 月 1 日